

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 〔令和3年6月10日開催 日本損害保険協会〕

1. 自然災害について

- 令和2年度は台風の上陸がなく、一昨年、昨年と比べて大規模な自然災害は発生していないものの、昨年7月の南九州豪雨や今冬の東北・北陸地方における豪雪、本年2～3月に相次いで発生した福島県沖・宮城県沖を震源とする地震などが発生している。
- このような状況を踏まえ、令和2事務年度においても5月下旬から再保険スキームの更改状況を中心に、各社の自然災害リスク管理態勢についてモニタリングを実施。
- まず、再保険マーケットについては、過去2年の多額の再保険金の発生の影響によりハード化したままであり、今回の更改においても再保険料はさらに引き上げられていると承知。一方で、異常危険準備金の残高については、令和2年度は比較的自然災害が少なく、減少傾向に歯止めがかかったものの、無税枠を上回る積立てを行い準備金残高の回復を図っている社も少なくないと理解している。
- こうした中、今回の再保険更改においては、例えば、再保険コストを抑えるために、自社の保有額を引き上げ、発生頻度の高い下層部分の出再を縮小する一方で、発生頻度の低い上層部分の買増しによりリスク量を抑えるなど、各社とも統合的リスク管理（ERM）の観点に基づいて経営レベルの論議を行い、資本・リスク・リターンのバランスを図るために工夫を凝らした再保険スキームを構築していた。
- 各社におかれては引き続き経営陣が主体となって、ERMに基づく自然災害リスク管理の一層の強化をお願いしたい。
- 金融庁では自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、自然災害に係る業界横断の取組みについて積極的に関与してきたところ。その関連で2点申し上げる。
 - ✓ 火災保険水災料率に関する有識者懇談会について

- ・ 金融庁では、火災保険における水災リスクに応じた料率細分化のあり方について、外部の中立的な意見を取りまとめ、損保料率機構や各社における取り組みの参考としていただくため、日本損害保険協会や損害保険料率算出機構のご協力のもと、有識者懇談会の準備を進めてきた。
 - ・ この度、本年6月25日に第1回目を開催することとなり、災害分野や保険分野の学識経験者、消費者問題専門家、弁護士の有識者にご参加をいただく予定。
 - ・ 今後、数回にわたり会合を重ね、火災保険料率の現状と課題、顧客間の公平性と加入しやすさのバランス、消費者の理解の促進や納得感を得られるための留意点等、幅広く議論いただいたうえで、本年末をメドに意見の取りまとめを目指しているところ。
 - ・ 貴協会にも、オブザーバーとして本懇談会にご参加いただき、様々なご意見を頂きたいと考えている。引き続きご協力をお願いしたい。
- ✓ 自然災害発生時の適正・迅速な保険金支払いに向けた業界共通インフラの整備について
- ・ 貴協会内に設置された「自然災害対応検討PT」において検討を進め、本年3月に空撮画像を活用した浸水深データの共有等を実現していると承知。
 - ・ 同PTでは引き続き、浸水深データの更なる活用や、災害に便乗した不正請求対策のためのインフラ整備などを進めており、金融庁においても当面の整備目標や将来像についての論議や他省庁との意見交換等を通じて、協働してきたところ。
 - ・ 引き続き、連携を密にして取り組んでいきたい。

2. 損害保険代理店への対応に係る諸課題について

- 各社におかれては、損害保険代理店への対応について、「一方的に期限を区切って代理店統廃合を迫られている」「収入保険料の規模だけでなく業務品質の評価項目も踏まえた手数料ポイント制度としてほしい」等の代理店からの意見を踏まえて対応を進めているものと承知。しかしながら、一部の代理店から同様の声が継続的に上がっていることもあり、本年4月に日本

損害保険代理業協会及び傘下の都道府県代理業協会と意見交換を行った。

- 各都道府県代理業協会からは、損害保険各社の主導で、体制整備が図られている代理店と遅れている代理店とが連携して体制整備を進めるなど、損害保険各社と良好な関係を築いているとの声がある一方、以下のような声もあったところ。
 - ・ 代理店の統廃合について、代理店自らが検討し、実行しようとしている合併案に対しては、自主性を尊重してもらいたい。
 - ・ 手数料ポイントについて、収入保険料による評価の割合がまだまだ高いので、業務品質により重きをおいたものにしてほしい、あるいは、改正のサイクルが早いと事業計画を立てにくいので配慮してほしい。
- 損害保険各社と代理店との関係は、多くの代理店は各社と良好な関係を築いている一方、両者間のコミュニケーションギャップによって様々な課題も生じていると認識。こうした代理店からの声を受け止めてどう対応するか、業界共通の課題があるかも含めて各社としても議論を行い、必要に応じて日本損害保険代理業協会や個々の代理店との対話につなげるなど、課題解決に向けた一層の取組みをお願いしたい。

3. 緊急事態宣言後の対応について

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本年4月に緊急事態宣言が発出され、先般、6月20日までの延長が決定されている。感染拡大防止や、リモート機能等を最大限活用した必要な金融業務の継続など、引き続きよろしくをお願いしたい。

4. 新型コロナウイルス感染症にかかる職域接種について

- 地域の負担を軽減し、更なる接種の加速化を図っていくため、本年6月8日より、専用ウェブにおいて申請受付が開始された。
- 各企業・団体等からの多数の問い合わせに答えるため、厚生労働省にて、職域接種向けの手引きを公表しているほか、近日中にQ & Aも公表される

予定となっているので、ご参照いただきたい。

(注) 2021年6月10日、意見交換会終了後に公表済。

- なお、職域接種については、同じ接種会場において1,000人以上の規模を確保している企業から開始されるとなっている。同じ接種会場で1,000人に満たない企業においても、グループ企業や家族などを合算する、という対応も認められるので、こうした点も踏まえて、1人でも多くの方が接種に至るよう、ご検討をお願いしたい。

5. 役員や管理職への女性の積極的な登用について

- 「すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議」(本年3月9日開催)において、内閣総理大臣より、女性の登用・採用目標の達成などを盛り込んだ「第5次男女共同参画基本計画」を強力に推進するよう指示があった。
- 令和の時代に輝ける男女共同参画を実現するため、役員や管理職への女性の積極的な登用をお願いしたい。

6. 成年年齢引下げを見据えた取組みについて

- 令和4年4月の成年年齢引下げを見据え、令和3年度は関係省庁(消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁)が連携して、若年者に対する消費者教育の取組みを一層強化していく。
- 消費者教育の取組みにおいては、官民様々な関係者のご協力も不可欠であり、金融機関の皆様におかれても、情報発信のほか、若年者との契約を行う際に、若年者が契約の内容を適切に理解できるよう情報提供や確認を行うなど、若年者への配慮にご協力をお願いしたい。

7. 書面・押印・対面手続きの見直しについて

(書面・押印・対面手続を求める規制について)

- 令和2年12月、当局が金融機関等から受け付ける申請・届出等について押印等を不要とするため内閣府令・監督指針等を改正。
- 本年4月、民間同士の手続や当局が行う許認可等の通知等のうち、金融庁所管の法令や監督指針等で書面・押印・対面を求めている手続について幅広く必要な見直しを行うための市中協議を実施し、今月末の公布・施行を目指している。

(金融庁電子申請・届出システムについて)

- 金融機関等から受け付ける申請・届出等について、オンラインの提出が可能となるシステムを、本年6月末から運用開始する予定。
- 各社におかれては利用に当たって「gBizID」が必要となるため、アカウントの取得をお願いしたい。また、オンライン化によって事務フローが変わることもあり、金融庁や財務局と連携の上、準備をお願いしたい。

(民民の書面・押印・対面手続の見直し)

- 金融庁ではオンライン化の推進に向けて環境整備に努めてきたところであるが、各社におかれても、引き続き、書面・押印等の見直しを進めていただきたい。昨年秋に続き、本年秋メドでフォローアップアンケートの実施を貴協会にお願いしたいと考えており、金融庁としても進捗状況をフォローしつつ、必要な支援を行ってまいりたい。

8. 顧客本位の業務運営の「見える化」について

- 昨年8月の金融審議会市場ワーキング報告書を踏まえ、本年1月に「顧客本位の業務運営に関する原則」が改訂された。同報告書では、金融庁において、顧客にとってわかりやすい情報発信を行う観点から、原則の項目毎に金融事業者の取組み比較を行うこと及び好事例と不芳事例を比較分析することが提言されている。
- これを受け、本年4月12日、原則を採択する金融事業者から金融庁への

新たな報告様式とともに、金融庁における好事例の分析に当たってのポイントを公表（初回集計の報告期限は6月末）。

- 今後、金融庁HPの事業者リストには、原則の項目毎の取組方針が明確であることが確認できた金融事業者のみ掲載。

9. 東京 2020 大会を見据えたサイバー攻撃対策の点検について

- 過去のオリパラ大会では多くのサイバー攻撃が発生。東京 2020 大会においても、大会関係者のみならず、金融機関も攻撃される可能性がある。
- 各社においては、改めて、大会前に、安定的な金融サービス確保の観点から、外部委託先（ベンダー等）を含めたインシデント対応体制の確認や、監視態勢の強化をお願いしたい。

10. ランサムウェア攻撃の活発化について

- ランサムウェアによるサイバー攻撃が活発化。国内外の重要インフラにおいても被害が発生しており、NISC が注意喚起を行っている。
- 重要なインフラ機能が停止し、復旧が長期化した場合、顧客への影響は甚大になりかねない。各社においては、ネットワーク機器に脆弱性がないかチェックするなど、今一度、ランサムウェア感染防止策が十分か確認していただきたい。

11. 「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」について

- 令和2年度のシステム障害について、「障害発生タイミング」に着目して、原因と課題を分析中（本年6月末公表予定）。
 - ① システムの統合・更改
新システム稼働時に断続的に障害（振込遅延等）が発生。
 - ② プログラム更新等の不定期作業
作業影響の検討不足や設定ミス等によって、ATM 等の周辺システムにも影

響が波及。

③ 日常の運用・保守

外部委託先での障害や、本番機の障害時に予備機への切り替えに失敗。

④ サイバー攻撃や不正アクセス

本人認証設計の不備（一要素認証）による不正出金やクラウドサービスのアクセス権限の設定不備による情報漏洩が発生。

- 本レポートも参考としてシステムリスク管理態勢を点検し、一層の態勢強化に取り組んでいただきたい。

12. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

- モニタリングを通じて把握した事項等を踏まえ、金融機関の実効的な態勢整備の取組みを一層促進するため、本年2月に「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を改正し、3月には「よくある質問（FAQ）」を公表。
- 4月28日、各業界団体あてに文書を発出し、改正ガイドラインの「対応が求められる事項」について、令和6年3月末までに態勢整備を完了するよう要請。今後は、金融庁へ提出いただいた態勢整備の対応計画に基づいて、適切な進捗管理の下、着実な実行をお願いしたい。

13. サステナブルファイナンス有識者会議について

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、金融機関や金融資本市場が適切に機能を発揮することが重要。そのための課題や対応策を検討するため2020年12月に有識者会議を設置し、議論を進めてきた。
- 2021年5月28日の会議において報告書（案）が示され、今後、企業開示の充実、市場機能の発揮のほか、金融機関における投融資先支援とシナリオ分析の活用を含めたリスク管理について、提言のとりまとめを予定。
- 金融庁において報告書の提言を踏まえた施策の具体化を検討していくの

で、引き続きご協力をお願いしたい。

14. G7の動向について

- 2021年6月4日から5日にかけて、ロンドンにてG7財務大臣会議が開催された。金融関係の議題についても議論され、会議終了後にはG7財務大臣・中央銀行総裁の共同声明が発出された。
- G7議長国の英国は気候変動への対応を最重要課題の一つに掲げており、今回の会議でも、主要な議題の一つとして気候ファイナンスが取り上げられた。特に、気候関連開示は英国が非常に力を入れているテーマでもあり、声明でも多くの言及がなされた。
- 国際的には気候変動にとどまらず、生物多様性損失など、より広く自然に関するリスクについても注目が集まりつつある。こうした流れの中、今回の共同声明では、「自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）」設立への期待が示された。「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」のように、TNFDは自然リスクや機会に関する開示枠組みの策定を目指している。こうした議論はまだ始まったばかりであるものの、動きは非常に速いため、よく注視していく必要がある。

15. IFRS財団によるサステナビリティ報告に係る市中協議結果のフィードバック文書及び新基準設定主体設置の定款改定案の公表について

- 昨年来、国際会計基準（IFRS）の設定主体であるIFRS財団は、企業のサステナビリティに関する国際的な報告基準を策定すべく、新たな基準設定主体の設置に向けた取組みを進めている。
- そうした中、本年3月、IFRS財団は、新たな基準設定主体の戦略的方向性として、投資家の判断に重要な情報に焦点を当て、TCFD等の既存の枠組み・作業等をベースとし、まずは気候関連の報告に注力すること等を表明している。また、本年4月末には、新たな基準設定主体の構成等を定めた同財団の定款改訂案を公表、市中協議を開始したところ。

- 当庁としては、IFRS 財団におけるサステナビリティ報告基準の策定に積極的に参画していく必要があると考えており、IFRS 財団に対しては、全銀協を含む国内関係者と連携し、意見発信を行うなどの取組みを進めてきたところ。今回の定款改訂に関する市中協議に対しても、日本としてのワンボイスでの意見発信を考えており、今後ともご協力を賜れば幸い。

16. 保険監督者国際機構における国際資本基準（ICS Version 2.0）の モニタリング期間中の作業の進捗状況について

- 保険監督者国際機構（IAIS）では、国際資本基準（ICS Version 2.0）について、2020年より5年間のモニタリング期間が設けている。
- IAIS は、モニタリング期間の第1年目を振り返り、2021年3月8日に、「2020年の作業上の困難にもかかわらず、多くの保険グループによる参加の下、モニタリング期間の第1年目を終えた。2024年の採択に向けて作業を続けていく」旨の声明を公表した。
- 従前よりボランティアグループとして参加いただいている大手社におかれては、データの提供及び個別論点に関する意見の提出にご協力いただき感謝申し上げます。
- また、IAIS では、米国主導で開発されているグループベースの資本計算手法である合算手法（Aggregation Method）について、ICSと比較可能かどうかを同モニタリング期間中に評価することとなっている。本件手法の比較可能性に関する定義及びハイレベル原則が、2020年11月から2021年1月にかけて行われた市中協議を経て2021年5月4日に最終化されており、今後、IAIS は2021年後半にかけて合算手法の比較可能性の評価基準の市中協議に向けた作業を行う予定。
- 引き続き、各社とも密接に意見交換・情報交換をさせていただきながら、IAIS における議論に参画していきたいと考えているので、ご協力をよろしくお願いしたい。

17. 保険監督者国際機構における追加的なガイダンスの作成について（マネーロンダリング・テロ資金対策及び気候関連リスク）

- IAIS において、足許までに新たに公表された2つのガイダンスについて紹介する。
- 1つ目は、「マネーロンダリング・テロ資金対策に係るアプリケーションペーパー」改訂版の市中協議である。本ペーパーは2013年に公表されたものであるが、近年のFATF勧告の更新や、2018年に改訂された「生命保険セクターにおけるリスク・ベース・アプローチのためのFATFガイダンス」の公表を受けて、用語の統一やFATF勧告との整合性を確保するための更新に加え、新たなガイダンスを含む改訂を行おうとするものである。本市中協議にご意見があれば、是非ご提出いただきたい。
- 2つ目は、2021年5月25日にIAISが、国連が主催する「持続可能な保険フォーラム（SIF）」と共同で公表した「保険セクターにおける気候関連リスク監督に係るアプリケーションペーパー」である。本ペーパーは、保険監督当局が気候変動によるリスクの評価と対応の取り組みをより一層強化するための具体的なツールを提供するとともに、IAISの保険コア・プリンシプル（ICP）に沿った推奨事項や好事例を示している。
- これらのアプリケーションペーパーは、新たな基準や監督上の期待を設定するものではなく、追加的ガイダンスや好取組事例を示すものであるが、ご参考としていただきたい。

18. 国連安保理決議の着実な履行について

- 2021年3月31日、国連安全保障理事会の北朝鮮制裁委員会の専門家パネルが、2020年8月から2021年2月にかけての加盟国による北朝鮮制裁の履行状況等の調査結果と加盟国への勧告を取りまとめた最終報告書を公表。
- また、同報告書に記載・言及のある企業・個人については、安保理決議の実効性を確保していく観点から、各金融機関において、
 - ・ 当該企業・個人に対する融資や付保などの取引が存在するかどうか

関する確認

- ・ 取引がある場合には、同報告書で指摘されている事案に係る当該企業・個人への調査・ヒアリング

など、しっかりとご対応いただく必要があると考えている。

- 同報告書への掲載そのものは、当該企業・個人が制裁対象と認定されたものではない点に留意していただくとともに、上記の確認や調査結果を踏まえ、適切に顧客対応をお願いしたい。

19. マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について

- 令和元年6月4日、デジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」に基づき、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけを行ってきたところ。
- 令和3年3月、マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に関する関係府省庁会議において、業種別マイナンバーカード取得状況等調査（第2回）の結果が公表され、保険業界は「取得した又は取得申請中」の割合が50%であり、前回調査よりも16.4ポイント上昇。しかしながら、依然として全業種の平均を下回っているほか、例えば銀行業の58.3%と比べても低い状況であった。
- 各社の従業員の方々への周知など、引き続きその普及へのご協力をお願いしたい。

(以 上)